



資料編

1 計画策定に至る経緯

年 月 日	内 容
令和5年 6月27日～7月14日	「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」 「在宅介護実態調査」 の実施
令和5年 7月21日	第1回策定委員会 1 第9期介護保険事業計画の策定について
令和5年 11月22日	第2回策定委員会 1 「西条市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」策定 のためのアンケート調査結果概要について 2 「西条市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」骨子 案について 3 第9期介護保険事業計画期間（令和6～8年度）における 介護サービス見込量及び総費用について
令和6年 1月19日～2月19日	パブリックコメント（意見公募）の実施
令和6年 3月12日	第3回策定委員会 1 高齢者福祉計画について 2 第9期介護保険事業計画について

2 西条市介護保険事業計画策定委員会設置規程

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「介護保険事業計画」という。）を策定するため、西条市介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、市長に対し提言を行う。

- (1) 介護保険事業計画策定に関すること。
- (2) 高齢者福祉計画策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、高齢者の保健、医療及び福祉に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 被保険者を代表する者
- (2) 介護サービス事業者を代表する者
- (3) 公益を代表する者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求め、又は関係者に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(会議の開催が困難である場合の特例)

第7条 会長は、やむを得ない事由により前条第1項の会議の開催が困難であると認める場合は、全ての委員に対し、書面又はこれに代わる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）により、会議に付すべき事項を回議することをもって同項の会議の開催に代えることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、介護保険所管課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。



3 西条市介護保険事業計画策定委員会委員名簿

	機 関・役 員 名 等	氏 名
学識 経験	愛媛県立医療技術大学 名誉教授	宮内 清子
被 保 険 者 代 表	西条市老人クラブ連合会 理事	越智 美智子
	西条市シルバー人材センター 副理事長	永易 俊治
	西条市障害者団体連合会 会長	日野 恵廣
	認知症の人と家族の会	大澤 孝市
介 護 サ ー ビ ス 提 供 事 業 者 代 表	西条市介護支援専門員連絡会 会長	上甲 利洋
	有限会社 エンジェル・コール 代表取締役	越野 文枝
	小規模多機能型居宅介護 きざえもん 管理者	正岡 陽輔
	特別養護老人ホーム 光風館 施設長	秋山 多美子
	デイサービスセンター ル・ソレイユ 施設長	宮田 和代子
	西条市地域包括支援センター西条南部 管理者	久保中 哲次
公 益 代 表	西条市連合自治会 会長	難波江 覚
	西条市連合婦人会 副会長	野田 ゆり子
	西条市社会福祉協議会 会長	木藤 清
	西条市民生児童委員協議会 会長	白石 篤
	西条市医師会 副会長	佐藤 公平
	愛媛県リハビリテーション専門職協会	神野 芳裕
	西条市歯科医師会	村上 徳夫
	東予周桑歯科医師会 会長	佐伯 俊彦
	西条薬剤師会 会長	中西 雅哉

※令和5年7月1日～令和6年3月31日

西条市
高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画
令和6年度～令和8年度
(2024年度～2026年度)

令和6年3月
発行 西条市福祉部長寿介護課
〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地
TEL：(0897) 52-1419 FAX：(0897) 52-1408
